

令和2年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年6月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年6月5日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年6月5日	11時52分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員	5番	末次 明	6番	栗野 久明		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | | 一般行政報告 |
| 日程第6 | | 教育行政報告 |
| | | 提案理由説明 |
| 日程第7 | 議案第22号 | 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第23号 | 基山町税条例等の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第24号 | 基山町手数料条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第25号 | 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第26号 | 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第27号 | 基山町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 同意第3号 | 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第4号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 同意第5号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 同意第6号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | 同意第7号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第18 | 同意第8号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第19 | 同意第9号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第20 | 同意第10号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第21 | 同意第11号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第22 | 同意第12号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第23 | 同意第13号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第24 | 同意第14号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

- 日程第25 議案第28号 町道の路線の認定について
- 日程第26 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第27 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第28 議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第32 報告第3号 基山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第33 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第34 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

～午前9時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより令和2年第2回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、末次明議員と栗野久明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から12日までの8日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（品川義則君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

最初に、閉会中の委員長、副委員長の選任について報告します。

令和2年3月23日に議会改革特別委員会が開催され、互選により中村絵理委員が委員長に、重松一徳委員が副委員長となりました。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和2年3月25日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、栗野議員、大久保議員が出席しました。

次に、令和2年5月15日に三養基郡町村議会議長会の総会が開催され、議長が出席しました。

次に、監査基準について報告します。

地方自治法第198条の4第1項の規定による監査基準の策定について、同条第3項の規定により、監査委員から通知がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（品川義則君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査の結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。栗野総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了いたしましたので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

(1) 若基小学校の現状について（令和2年5月19日）

①休校の影響を受けての学習進捗の状況等について

②新型コロナウイルス感染症予防対策について

③児童の状況及び施設設備等について（若基小学校への現地視察）を行いました。

2 調査結果

若基小学校において、上記の3点を主目的とした授業参観及び現地調査を行い、その後、教育長、教育学習課長、指導主事、若基小学校教職員（校長、教頭、指導教諭）及び基山小学校校長との意見交換を行いました。

令和2年度は、通常学級が6年生のみ2学級の7学級、児童数233名（特別支援学級は8学級、児童数32名）で、学校規模としては11学級以下の小規模校に属する。

町内の小・中学校では新型コロナウイルス感染症予防対策として、校区ごとに3分割した地区別分散登校を3回実施し、定期的な児童・生徒への学習面や心のケア等について配慮さ

れていました。

授業参観では、マスクをつけた児童たちが通常どおりの授業を受けている様子をうかがえ
ました。説明では、児童の机は通常の間隔より距離を広く取っているとのことでしたが、限
られた教室内で密集している感じは否めなかった。換気に関しては、窓を開け、校舎が高台
にあるため風も通り、十分配慮されていました。

まず、臨時休校における授業日数の確保に問題ないかただしたところ、現時点では約1、
2週間分の遅れが出ているので、夏季休業短縮等による標準日数の確保に努めていく。今後
の不測の事態も鑑み、学校行事の短縮、延期、削減のほか、上乘せ補充授業を予定し、可能
な限り授業日数の確保と質の向上に努めていくとの説明を受けました。また、学習環境の変
化により疲れを感じている児童も散見する。心の問題に起因する不登校やいじめ対策にも十
分配慮していきたいとの説明を受けました。

次に、町内での校区見直しや学校規模の適正化についてただしたところ、3月に開催した
総合教育会議において、若基小学校のことについて話し合いを行った。小規模校としての利点
もあるが、今後の対策として、本年度中に通学区域審議会の立ち上げを検討している。校区
の見直しは非常に難しいので、方策の一つとして、他自治体でも導入実績のある小規模特認
校の導入も視野に入れて取り組んでいきたい。今回実施するトイレの洋式化など、若基小学
校独自の魅力を高めていきたい。また、小規模特認校に関する保護者アンケートなども実施
していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、コロナ禍において日々情報が錯綜する中、教職員の方々も児童の健康
管理、衛生面への配慮、計画立案に非常に苦労していると思うが、今後、最大限授業日数の
確保に努めること、マスク着用による脱水症状などが発生しないよう健康管理に配慮するこ
と、校舎等の整備を含め、魅力ある校風づくりに努めるとともに、学校規模の適正化を図っ
ていき、学習環境及び学力向上と教育行政の充実を図っていくよう提案いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆様おはようございます。

厚生産業常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

記

1 調査事項及び調査期日 令和2年5月12日火曜日

- (1) 病後児保育施設について
- (2) 多世代交流センター憩の家について

2 調査結果

病後児保育施設については事業実施状況と現地視察を、多世代交流センター憩の家については事業実施状況と現状の説明を受けました。

当日は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下にあり、新型コロナウイルス関連の町の対応についても現状報告を受けながらの所管事務調査となりました。

(1) 病後児保育施設について

病後児保育施設は4月1日より開設し、事前登録者は11名であるが、4月の利用者はないとの説明であった。なお、利用日、利用時間は土日祝日と年末年始を除く月曜日から金曜日の午前7時15分から午後6時までとなっており、定員は3名となっている。

当施設は、保健センターの併設施設となっているが、保健センター正面玄関を通らずに直接、病後児保育室へ入室できる。施設には保育事務室と観察室、多用途室及びトイレが整備されており、流し台、IH調理器具、冷蔵庫、電子レンジ、空気清浄機1台、ベッド1台が備えられている。

施設の利用日は月曜日から金曜日までとなっているが、土日祝日等も利用希望があるのではないかと、町が他の市町に先駆けてこのような施設を開設したのであれば曜日に関係なく利用できる施設とする覚悟が必要ではないかとただしたところ、現状では職員の対応ができないし、有資格者が集らないとのことであった。

また、利用料が定められているが、病後児保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象施設ではないかとただしたところ、無償化の対象となる児童もあるので、受付の段階で周知をかけていくとともに、こども課とともに打合せをするとの回答であった。

当委員会としては、病後児保育施設の利用者が少ないことはよいことではあるが、広報が足りなかったり、利用時間や利用料等の問題で利用できないことがないように利用者へ周知を行うとともに、利用日を含め十分に再検討するように提案した。

(2) 多世代交流センター憩の家について

多世代交流センター憩の家は、平成30年度より高齢者から子どもまで世代を超えた交流施設として基山町社会福祉協議会を指定管理者として運営している。昨年度の施設の入館者は町内8割、町外2割だが、キッズルームは町外利用者が8割となっている。多くのボランティアの支援を受け、多世代が交流できる事業も多数実施している。

なお、施設は新型コロナウイルス感染症の対応で閉館していたが、5月18日より町内者に限り利用を再開する予定であるとのことであった。また、新型コロナウイルス感染症対策としては、入館者の体温測定とマスクの着用をお願いし、当面はキッズルームの定員を40名から半分の20名に定員を半分にするにしているとの説明を受けた。

職員数と仕事量の問題について、現状で十分対応できているかとただしたところ、施設の担当職員からは、事業数が増え、受付業務と2回線ある電話対応もあり、人手は足りていない状況にある。それ以外に清掃もあり、走り回っている状況にあるとの回答であった。

当委員会としては、多世代交流の場となることに努めるとともに、指定管理者の5年の契約期限が今年度末までとなっているので、指定管理料や人員配置、1,000人近いボランティアの協力体制、開館日等の議論を行うためにも議会に対して早めに資料等を提示するよう提案した。

以上をもちまして厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（品川義則君）

日程第5. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和2年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町自殺対策協議会設置条例の制定について」外5件、人事案件が「基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」外11件、町道認定案件が「町道の路線の認定について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）」外1件、補正予算案件が「令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）」外2件となっております。また、報告事項として「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外2件をお願いしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えているところでございます。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者の急増を受けて、4月7日に7都府県、4月16日には全国に拡大し、「緊急事態宣言」が発出されました。その後、感染状況が減少傾向となったことから、5月14日に佐賀県を含む39県、5月25日には全面解除されました。

佐賀県では、3月中旬に初めて感染者が確認されて以降、2か所でクラスター感染が発生しましたが、ケースごとに感染経路の特定と感染拡大の防止に全力が注がれ、県内では5月5日から新規感染者が出ていない状況となっています。しかし、県内では退院後に再陽性となるケースが出ており、県独自の対策が講じられています。

本町では、3月から公共施設の臨時休館及び小・中学校の臨時休校などを行い、町民の皆様への感染防止に努めました。また、医療機関や福祉施設、妊婦や障がい者世帯へのマスクの提供や消毒液の提供を行っております。さらに、経済的に影響が大きかった小規模事業者への支援を行うため、5月1日に臨時議会をお願いし、中小企業緊急支援金の交付を行っております。6月定例会におきましても、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症に対応するための多くの事業をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新たに北九州市においてクラスター感染が発生しており、全国的に終息したと言える状況にはなく、第2波に備えるとともに、今後も各種支援策を展開してまいります。

次に、特別定額給付金についてでございます。

マイナポータルを通じたオンライン申請が5月1日から開始され、郵送申請の申請書につきましては、5月7日に郵送し、郵送申請書の受付を5月11日から開始しました。

給付金を早期にお届けするため、申請書の作成・郵送、申請受付処理及び給付事務について課を超えた協業体制により行い、5月15日から支給することができました。

給付金は、6月3日現在で16億2,970万円、6,433世帯、1万6,297人の93.7%の方に特別定額給付金の支出を行いました。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。平成16年度から16年の長きにわたり団長を務めていただいた鶴岡健治氏が今

回退団されました。この間の御労苦に感謝申し上げます。本町消防団は、町民の方々の御協力により、10名の退団者に対して12名の新入団員が新しく仲間に加わっていただき、総勢189名により内山哲夫新団長の下に消防団活動を行ってまいります。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月26日に雨季を前にした防災パトロールを関係機関と実施し、土取り現場や危険箇所等の状況把握を行いました。今後も雨季等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、基山町まちづくり基金事業についてでございます。

本事業は、多くの町民の参画と創意工夫によって、広く町民が協働してまちづくりを推進していくため、町内で活動するまちづくり団体が行う事業に対して補助金を交付するものです。

今年度は、新規申請5件、継続申請13件の18団体に補助金を交付し、活動を支援してまいります。

次に、各公民館活動の支援についてでございます。

集落支援員制度を活用した自治体活動コーディネーター1名と介護保険事業による生活支援体制整備事業で配置される生活支援コーディネーター2名の地域活動支援コーディネーターにより、基山町社会福祉協議会を拠点に、公民館活動の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図っています。

本年度は、地域のニーズ及び課題を整理し、地域住民の公民館を中心とした活動を支援するとともに、高齢者の方が使いやすい町内のサービス等をまとめた地域資源マップを作成し、高齢者の生活支援や社会参画の推進に取り組んでまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業の「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、令和元年度の交付実績が68件、今年度の申込件数は5月末で16件となっております。

「結婚新生活支援補助金」につきましては、令和元年度の交付実績が3件となっております。

「移住体験住宅事業」につきましては、小倉と宮浦の2棟を運営しており、令和元年度の利用件数が合わせて33件、69名の方が利用されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、利用を休止しておりますので、5月末時点での利用はございません。一応6月から7月の予約を開始しているところでございます。ただ、もちろんその途中でまた

感染者とかが出たら、その予約を中止するというような形のことで考えているところでございます。ちょっと補足させていただきます。

それから、町内の空き家等を利活用する「すまいるナビ」につきましては、5月末の登録状況が、空き家の提供者3件、空き家の利用希望者15件となっています。

次に、基山っ子みらい館についてでございます。

基山保育園と子育て交流広場が併設する基山っ子みらい館が完成し、3月28日落成式を行い、4月1日から開館しました。新しい基山っ子みらい館では、公立保育所の機能を維持し、保育の実践を行い、地域の子ども・子育て支援機能の拡充により基山町の子育ての中心的役割を担っていきます。

次に、保育園、放課後児童クラブの入所状況についてでございます。

保育園入所状況につきましては、5月1日現在で基山保育園197人、たんぽぽ保育園150人、バディ認定こども園130人、小規模保育事業2か所34人となっています。4月16日から5月16日までは新型コロナウイルス感染症の対策として、登園自粛要請を行いました。

待機児童については現在ございません。

放課後児童クラブの入所状況につきましては、5月1日現在でひまわり教室が202人で3クラス体制、コスモス教室が36人で1クラス体制での運営を行っております。4月1日から5月16日までは新型コロナウイルス感染症の対策として、対象児童を小学1年生から3年生までとし、規模を縮小して開所しました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水を併せて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。募集を4月6日から行い、現在5人槽が1件、7人槽が1件、計2件の申込みがありました。今後も家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助について募集を行ってまいります。

次に、道路関係工事についてでございます。

道工31補第10号三国・丸林線道路改良工事（用水路）につきましては、令和2年3月31日から令和2年8月31日までの工期で、有限会社飛松建設が1,265万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は80%でございます。

次に、林道施設災害復旧工事についてでございます。

林道施設災害復旧工事につきましては、（繰）令和元年災林道施設災害復旧事業鎌浦線工

事等3件を契約し、復旧を行っております。現在の出来高は5%でございます。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館は、開館4周年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により4月4日から5月18日までを臨時休館いたしました。このため、この期間のイベント等の事業は中止いたしました。

臨時休館中は、蔵書の整備や図書館ホームページに「おうちをたのしもう」のページを追加し、クイズのアップ等を行いました。また、ブックスタート事業については、個別の対応により実施しました。

5月19日から利用を町民の方に限り、貸出し、返却などの業務を再開いたしました。今後も利用者の安心・安全に努め、3密を避けながら、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

全国町村議会議長会様より12月25日に3万円、災害復旧に対する寄附がありましたので、受領いたしました。この件は前回の議会で報告漏れとなっておりましたので、今回の議会で報告させていただいているところでございます。

また、株式会社篠原建設様より3月16日にサージカルマスク2,000枚、基山建設業協会様より4月21日にサージカルマスク2,500枚、次亜塩素酸液10リットル、瀧光徳寺様より4月30日にマスク918枚、さらし50反、サンポー食品株式会社様より5月19日に100万円、筑紫ガス株式会社様より5月20日に30万円、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

5月末現在で9,399件、1億4,942万円の寄附の申込みをいただいております。

昨年の同時期と比較いたしますと、件数で13.9%の減、金額では0.04%の増となっております。皆様方に心配をかけておりました「キングダム」につきまして、総務省が本だけでは駄目だけれども、基山で造る本箱と本のセット、いわゆる「キングダム」セットはオーケーという連絡がつい先日入りましたので、近日中にまた「キングダム」セットとしましてふるさと納税の返礼品の中に入れてさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、追加させていただきます。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（品川義則君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策につきましては、町立小・中学校を3月3日から春休みを挟んで5月13日まで臨時休校し、対応してまいりました。3月の卒業式、4月の入学式は予定していた期日に規模縮小、時間短縮で実施し、4月6日の始業式につきましては、登校日として担任発表や教科書配付を行いました。

臨時休校しておりました期間の4月20日から5月13日までの間には、児童・生徒の学習や生活の様子を把握する必要があることから、校区を3つに分けての分散登校を3回行いました。

緊急事態宣言解除後の5月14日からは学校を再開し、感染症予防に注意を払いながら、授業を行うとともに、給食の提供も行っております。

次に、学校工事関係についてでございます。

若基小学校校舎大規模改造工事（トイレ）実施設計・監理業務委託につきましては、令和2年3月31日から令和3年3月5日までの履行期間で、有限会社房設計が495万円で請け負っております。現在出来高は20%でございます。

基山中学校校舎大規模改造工事（障害児等対策）実施設計・監理業務委託につきましては、令和2年3月31日から令和3年2月5日までの履行期間で、有限会社房設計が279万2,900円で請け負っております。現在出来高は30%でございます。

次に、文化財関係事業についてでございます。

本町小倉の古寺地区の住宅開発工事計画に伴いまして、古寺遺跡内における埋蔵文化財の発掘調査を3月18日より着手いたしました。この地区では事前の確認調査により、約2,000年前の弥生時代の痕跡を示す土坑などが確認されており、7月末の完了予定で作業を進めております。

最後に、寄附の報告についてでございます。

基山町大字宮浦、中川淳二様より3月25日に5万円、基山小学校に対する寄附がありましたので、受領いたしました。

また、基山町大字長野、舟木喜代美様より4月3日に2万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～33 議案第22号～議案第27号、同意第3号～同意第14号、議案第28号、承認第3号、承認第4号、議案第29号～議案第31号、報告第2号～報告第4号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第22号から日程第12. 議案第27号まで、日程第13. 同意第3号から日程第24. 同意第14号まで、日程第25. 議案第28号、日程第26. 承認第3号、日程第27. 承認第4号、日程第28. 議案第29号から日程第30. 議案第31号まで、日程第31. 報告第2号から日程第33. 報告第4号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和2年第2回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件6件、人事案件12件、町道認定案件1件、専決処分承認案件2件、予算案件3件、報告事項3件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定についてでございます。

「自殺対策基本法」第13条第2項の規定に基づく基山町自殺対策計画の推進を図るため、「地方自治法」第138条の4第3項の規定に基づき、「基山町自殺対策協議会設置条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

次に、議案第23号 基山町税条例等の一部改正についてでございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」の公布により、個人住民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、固定資産税のみなし課税制度の拡大等及び個人

住民税に係る寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除の特例に関する規程の改正が行われたことに伴い、基山町税条例等を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第24号 基山町手数料条例の一部改正についてでございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カードの取得促進を図ることを目的に、個人番号通知カードが廃止されたため、「基山町手数料条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第25号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、特定地域型保育における連携施設の確保等の見直しに対応するため、「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第26号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の連携施設確保や保育条件の追加等について対応するため、「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第27号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」の公布により、長期譲渡所得に係る特例が新たに創設されたことに伴い、国民健康保険税の算定について適用させるため、「基山町国民健康保険条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第3号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに末吉正夫氏を基山町固定資

産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第4号から同意第14号までは、基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町農業委員会委員の任期満了に伴い、11名の方を基山町農業委員会委員として任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第4号が村山孔治氏、同意第5号が内山哲夫氏、同意第6号が酒井敏幸氏、同意第7号が天本三雄氏、同意第8号が木原秀樹氏、同意第9号が坂口謙二氏、同意第10号が大久保利治氏、同意第11号が大村和則氏、同意第12号が寺崎和美氏、同意第13号が水田久男氏、同意第14号が平野守氏の11名の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第28号 町道の路線の認定についてでございます。

今回の町道の認定につきましては、住宅地の開発行為に伴います道路の1路線を認定するため、「道路法」第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年4月30日に公布され、地方税の賦課徴収に関する特例措置等の改正が行われたことに伴い、「基山町税条例」の改正が急務なため、令和2年5月1日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

「佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が令和2年5月14日に公布され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る改正が行われたことに伴い、「基山町後期高齢者医療に関する条例」の改正が急務なため、令和2年5月14日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第29号から議案第31号までは、令和2年度各会計の歳入歳出補正予算について

でございます。

議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として4億2,373万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも94億5,321万2,000円となります。

補正予算の主なものを申し上げます。

まず、国の1次補正予算に基づく「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」の事業費の増額をお願いするものです。補正額は2億2,767万8,000円の増額でございます。

次に、道路新設改良費についてでございます。

国の交付金等の内示に伴い、三国・丸林線や城戸1号線の道路改良に係る事業費の増額をお願いするものです。補正額は8,014万5,000円の増額でございます。

次に、オンライン学習環境を推進するための小・中学校のICT環境整備及び児童・生徒1人1台の学習用PC端末を整備するための事業費の増額をお願いするものです。補正額は1億1,912万1,000円の増額でございます。

以上、概要につきまして申し上げますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明いたします。

議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として83万4,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億3,552万8,000円となります。

なお、補正予算の内容は、人事異動によります職員人件費等による減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として57万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額6億9,432万1,000円となります。なお、補正予算の内容は、処理場修繕費等による増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

最後に、報告事項についてでございます。今回は3件でございます。

報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 基山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第4号 基山町土地開発公社の事業報

告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第22号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

この条例は、令和2年3月に策定した基山町自殺対策計画の総合的な推進と各事業の評価等の審査や次期計画の策定変更についての協議を行う基山町自殺対策協議会を設置するために制定するものでございます。

第1条で基山町自殺対策協議会の設置につきまして、地方自治法の規定に基づき設置するものである旨を定めております。

第2条で所掌事務としまして、協議会が協議する事項について定めております。

第3条で協議会の組織について、委員の定数と構成委員を定めております。

第4条で委員の任期につきまして、年数と委員が欠けた場合の補欠委員の任期を定めております。

2ページをお願いいたします。

第5条で協議会の会長及び副会長について、人数、選出方法、会長及び副会長の職務を定めております。

第6条で協議会の会議につきまして、その招集と会議の議長、会議の定足数、議決の方法を定めております。

第7条で、協議会の会議録の作成について定めております。

第8条で、委員以外の者の会議への出席について定めております。

第9条で、委員及び第8条の規定により会議に出席した者の秘密保持義務について定めております。

第10条で、委員の報酬及び費用弁償について定めております。

第11条で協議会の庶務について、福祉課において処理する旨を定めております。

第12条で委任規定として、協議会の運営に必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

最後に、附則におきまして、この条例の施行期日については、公布の日から施行することとしておりまして、第4条の委員の任期に係る特例措置として、この条例の施行の日以後、最初に委嘱または任命された委員の任期を令和3年度末の令和4年3月31日までとするとともに、第6条第1項会議の招集に係る特例措置としまして、この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、町長が招集することとしております。

なお、議案資料の1ページに基山町自殺対策協議会の概要として、協議会設置の背景、自殺対策計画の内容、協議会委員の構成、補正予算額を掲載しております。

また、資料の2ページから3ページに本協議会委員の報酬額について定める基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の案及び新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第23号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は4ページから、議案資料も4ページからとなっております。

議案資料のほうで説明させていただきます。議案資料4ページお願いいたします。

今回の改正につきましては、令和2年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律の公布により、個人住民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等の改正が行われたこと、また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う地方税法等の一部を改正する法律の公布により、個人住民税に係る寄附金税額控除等の改正が行われたことに伴い、基山町税条例等を改正するものでございます。

主な改正内容について御説明させていただきます。

初めに、税制改正に伴う令和2年法律第5号に係る改正分から説明させていただきます。

1点目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについてでございます。

全てのひとり親家庭に対し、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、現行の「寡婦（寡夫）控除」を「ひとり親控除」及び「寡婦控除」に改めるほか、人的非課税措置の対象となる方につきまして「寡婦、寡夫、単身児童扶養者」としているものを「ひとり親」と「寡婦」という区分に改めるものでございます。

議案資料の13ページをお願いいたします。

詳細資料でございます。中段の表の左側のほうが現行の寡婦（寡夫）控除の対象者及び所得控除額でございます。右側のほうが改正後のひとり親控除及び寡婦控除の対象者とその所得額となっております。

網かけ部分については改正後のひとり親控除対象者、網かけ部分以外が寡婦控除対象者となっております。この改正につきましては、令和3年度分以後の個人住民税課税分から適用となります。

議案資料4ページのほうにお戻りください。

2点目の主な改正内容でございます。

2点目は、固定資産税に関する改正でございます。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、措置を講じるものでございます。

1点目といたしまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間において、現所有者に対して固定資産税の賦課徴収に必要となる事項を申告させることができる規定の新設でございます。

2点目といたしまして、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が明らかとならない場合に、その固定資産に使用者の方がいらっしゃれば、その使用者を所有者とみなし、その所有者に対し通知を行った上で、固定資産税を課することができるようにするものの規定の整備でございます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

3点目は、町たばこ税についてでございます。

重量比例課税が適用されている葉巻たばこについて、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに伴う改正を行っております。

4点目といたしまして、国税における見直しと同様に、還付加算金等の割合について、市

中金利の実勢を踏まえ、引下げを行う改正等に伴う規定の整備を行っております。

資料の表にある年利率について説明のほうが不足しておりましたので、議案資料追加分の2ページのほうで説明をさせていただきます。

表中の真ん中の部分の年利率のところについては、令和2年分の利率ということで追加表記し、本年分と平均貸付割合が同率と仮定した令和3年分の年利率を表の右側のほうに表記させていただきます。

令和3年1月以後の期間に対応する還付加算金の年利率は、仮定といたしまして1.1%、また、徴収猶予等及び納期限の延長に係る延滞金の年利率は、仮定といたしまして1.1%となるものでございます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

5点目といたしまして、人口減少が進展し、利用ニーズが低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示すものへの土地の譲渡の促進及び適切な利用管理の確保並びにさらなる所有者不明土地の発生の予防を目的として、個人住民税において、所得税と同様に、譲渡価格が500万円以下である都市計画区域内にある一定の低未利用土地を譲渡した場合に長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置を講じる改正でございます。令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡したものが適用対象となります。

また、一定の低未利用土地等について、議案資料追加分の3ページに低未利用土地等であることの判断基準及びその判断をするための確認事項についてお示しさせていただきますので、後もってお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症等関連で令和2年4月30日に公布された令和2年法律第26号に係る改正について説明させていただきます。

議案資料の6ページをお願いいたします。

1点目が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定であった文化芸術・スポーツイベント等を中止した主催者に対し、その入場料金等払戻請求権を放棄した場合において、そのイベントが所得税の寄附金控除となるものについては個人住民税においても寄附金税額控除の対象とする改正でございます。

2点目が、住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税の対応でございます。

議案追加資料分の4ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅借入金等特別控除の適用要件にある入居期限までにできなかった方に対して、一定の要件を満たしていれば控除対象とする特例措置が講じられたことによるものでございます。その特例措置の対象となる要件及び具体例などをお示しさせていただいております。

議案資料の6ページに戻っていただければよろしいでしょうか。

特例措置の対象となる方については、所得税から控除し切れなかった控除可能額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する規定の整備のほうを行っております。なお、この措置に係る減収分については、全額国費で補填されます。

続きまして、主な改正条について新旧対照表で説明をさせていただきます。議案資料の14ページをお願いいたします。

第1条、基山町税条例の一部改正でございます。

第24条でございます。個人町民税の非課税措置について、対象者の区分が改められたことに伴う規定の整備でございます。

第34条の2は、個人町民税の所得控除について、現行の寡婦（寡夫）控除が、ひとり親控除及び寡婦控除に改められたことに伴う規定の整備を行っております。

議案資料の15ページをお願いいたします。

第36条の3の2でございます。給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなどの規定の整備を行っております。

議案資料の16ページをお願いいたします。

第36条の3の3でございます。公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなどの規定の整備でございます。

議案資料17ページをお願いいたします。

第54条でございます。所有者不明土地等について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなし、固定資産税を課することができる規定の新設に伴う改正を行っております。

議案資料の19ページをお願いいたします。

第74条の3でございます。登記簿等の所有者が死亡している場合に、現所有者に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の整備でございます。

議案資料の20ページをお願いいたします。

第94条でございます。軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこへの換算方法を見直す規定の整

備でございます。

議案資料の21ページをお願いいたします。

第96条でございます。町たばこ税について、輸出等に係る課税免除の適用にあたって必要な手続の簡素化に係る規定の整備を行っております。

議案資料の22ページをお願いいたします。

附則第3条の2でございます。租税特別措置法の延滞金等の改正に伴い、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称変更し、徴収の猶予等の場合について、加算割合を引き下げる改正を行っております。

議案資料の24ページをお願いいたします。

附則第8条でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を3年延長する改正でございます。

議案資料の25ページをお願いいたします。

附則第10条の2については、わがまち特例の対象資産から公害防止施設を削除し、5,000キロワット以上の特定水力発電設備に係る課税標準の特例率を新たに定めるものでございます。定める率につきましては、地方税で定める参酌すべき割合と同じ割合で規定する改正でございます。

議案資料の29ページをお願いいたします。

附則第17条でございます。低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の新設に伴う改正でございます。

議案資料の30ページをお願いいたします。

附則第17条の2でございます。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する改正及び低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例の新設に伴う改正でございます。

議案資料の31ページをお願いいたします。

附則第24条でございます。新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたイベント等の払戻し請求権を放棄した方に係る寄附金税額控除の特例の対象を定める規定の整備を行っております。

附則第25条におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者への住宅借入金等特別控除の適用期限を延長する規定の新設を行っております。

続きまして、第2条、基山町税条例の一部改正でございます。

議案資料の33ページをお願いいたします。

第31条でございます。国税における連結納税制度の見直しに伴う法人町民税に係る規定の改正を行っております。なお、第48条、第50条、第52条も同様の改正を行っております。

議案資料の40ページをお願いいたします。

第94条でございます。軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を見直す規定の整備を行っております。

議案資料の41ページをお願いいたします。

第3条、基山町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

令和元年9月議会で改正した条例の第2条及び附則における施行期日のうち、単身児童扶養者を個人町民税の非課税措置の対象者に加える改正規定を削るなどの所要の措置を行っております。

以上、説明させていただいたほか、文言の整備、条ずれ、項ずれに伴う改正及び元号改正に伴う改正などを行っております。

なお、議案資料の7ページから12ページのほうに各条の改正趣旨及び施行期日についてお示しさせていただいておりますので、後もってお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で議案第23号 基山町税条例等の一部改正について詳細説明を終わります。よろしく御審議いただき御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

それでは、議案第24号 基山町手数料条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、個人番号カードの取得促進を目的に、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い通知カードの再交付も行われないため、手数料条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の50ページ、新旧対照表で御説明申し上げます。

改正前の別表中、5の項の「個人番号通知カードの再交付」を削除し、6の項以降を1項ずつ繰り上げております。この条例につきましては、公布の日から施行いたします。

また、追加資料の5ページに通知カードの廃止後の取扱い等について御説明させていただいておりますので、後日お目通しのほうをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第25号、第26号の詳細説明を求めます。今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

それでは、議案第25号、第26号を併せて説明を行います。議案書の15ページから18ページのほうをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、令和2年4月1日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に基づき、条例の改正をお願いするものでございます。

国の基準改正の趣旨といたしましては、国の子ども・子育て支援新制度施行後、5年の見直しに係る対応方針において、様々な対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先の確保のための連携施設の確保を不要とすべきとされました。加えて、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確にすべきとされ、基準省令の改正が行われたものでございます。

15ページ、議案第25号です。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正において、第42条第4項第1号中に、特定地域型保育の提供の終了に際して、3歳以上の園児に対し引き続き必要な教育・保育が提供されるよう、必要な措置を講じているときは連携保育の必要性の例外規定を設けております。

17ページをお願いいたします。

議案第26号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第6条第4項で議案第25号と同様の例外規定を設けております。

また、同条第5項で連携保育の対象事業者を明確化し、第37条第1項第4号において、居宅訪問型保育事業の対象者を国基準の改正に基づき、実施可能なものについて明確化しております。

議案資料53ページから55ページに新旧対照表、それから、追加資料6ページに内容の補足資料のほうを添付しておりますので、後でお目通しのほどお願いいたします。

今回の条例改正は、公布の日から施行ということでお願いをしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第27号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第27号 基山町国民健康保険条例の一部改正について説明をいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、長期譲渡所得に係る国保税の課税の特例が新たに創設されたことによりまして、その特例を国保税の算定に適用させるため、改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和3年1月1日から施行することとしております。

議案資料の新旧対照表にて御説明をいたしますので、議案資料の57ページをお願いいたします。

条例附則第6項の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例につきまして、租税特別措置法第35条の3第1項に、低未利用地を譲渡した場合に、新たに長期譲渡所得の特別控除を受けられることの規定が新設されましたので、その適用を行うために、条文中に第35条の3第1項を加える改正を行うものです。

附則第7項では、短期譲渡所得に係る課税の特例について附則第6項を引用しておりますが、低未利用地を譲渡しても短期譲渡所得の特別控除には適用されないこととなっておりますため、読替規定について改正を行うものでございます。

議案資料の56ページに、今回法律改正が行われた長期譲渡所得に係る低未利用地の譲渡に関する概要をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第28号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第28号 町道の路線の認定について、詳細説明をいたします。

資料58ページをお願いいたします。

大字長野字年の森及び字上川原において住宅地21区画が開発をされました。住宅地開発により幅員6.0メートルの道路が整備され、この道路は生活道路で公共性があり、道路構造令に定める基準に適合していますので、都市計画法第32条に基づき、公共施設の管理者との協議により道路の帰属を開発者から受けました。

つきましては、基山町町道認定規則第3条3号に該当し、町道認定の要件を満たしておりますので、町道認定をお願いいたします。

認定する路線は、年の森・上川原線です。起点は字年の森995-1地先、終点は字上川原991-21地先です。

以上で詳細説明を終わります。御審議賜り、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）につきまして説明させていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。

基山町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の46ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。条例の改正は議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的余裕がございませんでしたので、専決処分を行わせていただいております。

専決理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、地方税の賦課徴収に関する特例措置等の改正が行われたことに伴い、基山町税条例を改正することが急務となったためでございます。

議案書の47ページをお願いいたします。

改正文でございます。施行日は公布の日、令和2年5月1日でございます。

次に、改正内容について御説明させていただきます。議案資料の59ページのほうをお願いいたします。

1点目といたしまして、徴収の猶予制度の特例に係る規定の整備のほうを行っております。事業収入に係る収入が前年同期と比べておおむね20%以上減少した場合に、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税について申請に基づき無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例の制度でございます。

2点目といたしまして、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を令和3年3月31日まで延長する規定の整備のほうを行っております。

3点目といたしまして、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を適用する規定の整備のほうを行っております。

令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年同期比で30%以上50%未満減少している方については、対象固定資産の税額を2分の1とすること、また、50%以上減少している方については対象資産の税額をゼロとするものであります。

この適用する固定資産税については、令和3年度分の固定資産税に限られております。

適用するまでの流れといたしましては、認定経営革新等支援機関の認定を受けて、令和3年1月31日までに町へ申告する必要がございます。

続きまして、4点目の生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る対象資産に事業用家屋及び構築物が追加されたことに伴い、その資産の課税標準の特例率を町税条例に定めるものでございます。

これにつきましては、特例率につきましては現在措置している資産と同様に、町内の中小企業の設備投資を促進し、地域経済の一層の活性化を図る目的から、ゼロとしております。

改正条文の改正内容について、新旧対照表で御説明させていただきます。議案資料の60ページをお願いいたします。

附則第10条の改正でございますが、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準の軽減措置を、対応する課税年度において適用する規定の整備を行っております。

附則第10条の2の改正でございます。生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る追加資産のわがまち特例について、その特例率を定める改正を行っております。

附則第15条の2でございます。軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を令和3年3月31日まで延長されたことに伴う規定の整備を行っております。

附則第23条でございます。徴収の猶予制度の特例が創設されたことに伴い、その手続において申請書の訂正や添付書類の提出を求めた場合の提出期間について定める規定の整備を行っております。

詳細説明は以上でございます。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、承認第4号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）につきまして説明をいたします。

議案書の48ページをお願いいたします。

基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月14日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の49ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。条例の改正は議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的ないとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例により、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給についての改正が行われ、令和2年5月14日に公布、同日に施行されることとなりました。

このため、広域連合条例の施行に合わせて傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を行うために、条例を改正することが急務でございましたので、専決処分を行わせていただいたものでございます。

議案書の50ページをお願いいたします。

こちら改正文でございます。第2条の本町において行う事務に、第8号で傷病手当金の支

給に係る申請書の提出の受付の項目を加えるものでございます。

改正条例の施行日は公布の日でございます。

詳細説明は以上でございます。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

議案の詳細説明の途中ですが、ここで午前11時10分まで休憩いたします。

～午前10時57分 休憩～

～午前11時10分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、議案第29号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。議案書の51ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ4億2,373万8,000円を追加し、予算総額を94億5,321万2,000円とするものでございます。

議案書の52ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款．国庫支出金に1億9,361万8,000円、18款．繰入金に7,891万円、20款．諸収入に1億5,472万3,000円、21款．町債に3,410万円の増額をお願いし、15款．県支出金に3,963万4,000円の減額をお願いしております。

53ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款．総務費に1億6,447万1,000円、5款．労働費に2,097万4,000円、7款．商工費に1,248万8,000円、8款．土木費に7,399万8,000円、10款．教育費に1億4,996万1,000円の増額をお願いしております。

55ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

まず、追加分でございますが、小・中学校の情報通信ネットワーク環境整備に係る学校教育施設等整備事業として1,840万円の設定をお願いしております。また、佐賀東部水道企業

団への出資に伴う上水道一般会計出資事業として10万円の設定もお願いいたしております。

次に、変更分でございます。

基山駅前周辺整備に係る都市再生整備計画事業では、補助率の増に伴い、210万円の減額をお願いしております。

次の総合体育館の劣化改修に係る公園整備事業では、社会資本整備総合交付金の交付額内示に伴う事業費の減により、550万円の減額をお願いしております。

次の道路整備事業は、三国・丸林線道路改良などに係るものですが、国庫金の交付額内示に伴う事業費の増により、2,680万円の増額をお願いしております。

56ページをお願いいたします。

まず、下の廃止分でございますが、防災行政無線システムの更新に係るもので、緊急防災・減災事業債での起債を計画しておりましたが、対象となりませんでしたので、こちらを廃止し、上の変更分にあります防災基盤整備事業での起債の設定をお願いしております。この増加分が2,220万円となります。

その下の城戸1号線道路改良などに係る地方創生基盤整備事業は、交付金の交付額決定に伴う事業費の増により、390万円の増額をお願いしております。

続きまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。事項別明細書4ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、1節. 社会福祉費補助金に、時間外勤務手当などの事務費の増により、特別定額給付金給付事務費補助金312万8,000円の増額をお願いしております。

2節. 児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金145万6,000円の増額をお願いしております。子育てガイドブック作成やネットワークコーディネーター、子育て交流広場事業などに係るものでございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る衛生用品購入のためのもので、112万8,000円の増額をお願いしております。

3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金では、交付金の交付額内示及び道路橋梁に係る社会資本整備総合交付金の補助メニュー変更に伴う組替えをお願いしております。当初予算で計上した社会資本整備総合交付金（道路橋梁）を全額更正し、三国・丸林線道路改良などに係る社会資本整備総合交付金（道路）として9,032万9,000円、それから、清水橋

橋梁補修事業に係る道路メンテナンス事業補助金（橋梁）として407万1,000円の計上をお願いしております。

次に、2節．都市計画費補助金でも、交付金の交付額内示に伴い、総合体育館の劣化改修に係る社会資本整備総合交付金（公園）に615万5,000円の減額をお願いしております。また、基山駅前周辺整備事業及び商店街活性化事業を行います都市再生整備計画事業に係る社会資本整備総合交付金では290万円の増額をお願いしております。これは新しい補助メニューへの変更により補助率が40%から50%になったことによるものでございます。

4目．教育費国庫補助金では、1節．小学校費補助金に3,887万円、2節．中学校費補助金に1,726万6,000円の追加をお願いしております。ともにGIGAスクール構想に伴う情報通信ネットワーク環境施設整備及び児童・生徒1人1台の情報機器端末の整備を行うためのものでございます。

8目．総務費国庫補助金、1節．総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金751万6,000円の増額をお願いしております。これはデジタル手続法に伴う基幹系のシステム改修及び戸籍附票システムの改修に伴うものでございます。

次に、地方創生推進交付金に1,504万2,000円の増額をお願いしております。これは恋人の聖地観光誘客事業として採択を受けた1,067万円の増額及び城戸1号線道路改良事業などに係る道整備推進交付金437万2,000円の増額になります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、国から配分を受けた7,530万6,000円の追加をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

15款．県支出金、2項．県補助金、2目．民生費県補助金、1節．社会福祉費補助金に、佐賀県地域医療介護総合確保基金事業補助金4,115万1,000円の減額をお願いしております。これは認知症高齢者グループホームの事業廃止に伴い建て替え計画が中止されたことによるものでございます。

2節．児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金145万7,000円の増額をお願いしております。これは国庫同様、子育てガイドブック作成やネットワークコーディネーター、子育て交流広場事業などに係るものでございます。

6ページをお願いいたします。

17款1項．寄附金、6目1節．衛生費寄附金に、新型コロナウイルス感染症対策寄附金130

万円の追加をお願いしております。2事業所からの寄附でございます。

7ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に1,100万円の減額をお願いし、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金では8,991万円の増額をお願いしております。ふるさと応援寄附基金の充当につきましては、議案資料の65ページに充当事業一覧を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、3項. 貸付金元利収入、7目1節. 生涯現役促進地域連携協議会貸付金元利収入に、償還元金分として1,647万4,000円の追加をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

5項3目2節. 雑入に、収入未済で前年度からの繰越しとなった障害児入所給付費等過年度返還金754万3,000円の追加をお願いしております。

次に、地域社会振興財団の事業採択を受け、長寿社会づくりソフト事業費交付金240万円の追加をお願いしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施するプレミアム付商品券販売代金として1億2,500万円の追加をお願いしております。

コミュニティ助成事業補助金250万円の追加につきましては、第7区自治会の備品購入助成に係るものでございます。

11ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明させていただいたとおりでございます。補正額としましては、合計で3,410万円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。12ページ以降の歳出では、2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費につきましては、4月の人事異動によるものがほとんどでございます。

13ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費、13節. 委託料に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、以下略して臨時交付金事業と言わせていただきます。この臨時交付金事業として、ふれあいフェスタ及び多文化共生音楽祭に係る公演委託料205万円や、町内おもてなしマップ作成業務委託料100万円の計上をお願いしております。

19節. 負担金補助及び交付金では、コミュニティ助成事業補助金250万円の追加をお願い

しております。第7区自治会の備品購入助成に係るものでございます。

次に、12目．諸費では、臨時交付金事業として、プレミアム付商品券事業に係る業務委託料と事業補助金をそれぞれ710万円、1億4,850万円の計上をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

15目．広報情報費、13節．委託料に、デジタル手続法に伴う基幹系情報システム改修委託料251万9,000円、LINE公式アカウント対応などのためのホームページシステム改修委託料179万2,000円、V P N装置の機器更新に係る委託料として129万3,000円の追加をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

3項1目．戸籍住民基本台帳費、13節．委託料に、戸籍システム改修委託料500万円の追加をお願いしております。デジタル手続法に伴う戸籍附票システムの改修に係るものでございます。

17ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費、15節．工事請負費に、多世代交流センター憩の家駐車場舗装工事として667万7,000円の追加をお願いしております。正面玄関前のアスファルト舗装などを行うものでございます。

次に、28節．繰出金、国民健康保険特別会計繰出金280万6,000円の減額をお願いしております。人事異動に伴う職員給与費等やシステム改修分の更正によるものです。

2目．老人福祉費、18ページお願いいたします。13節．委託料に、長寿社会づくりソフト事業を実施するため、介護予防健診及び未受診者訪問業務委託料359万8,000円の追加をお願いしております。

次に、19節．負担金補助及び交付金では、地域医療介護総合確保基金事業補助金4,115万1,000円の減額をお願いしております。認知症高齢者グループホームの事業廃止に伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費、13節．委託料に、児童手当情報の国との連携のため、児童手当システム改修業務委託料120万5,000円の追加をお願いしております。

2目．基山っ子みらい館費、1節．報酬に、子育て交流広場運営の7月からの直営化に伴い、会計年度任用職員報酬355万1,000円の増額をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

13節. 委託料では、直営化に伴い、子育て交流広場運営事業委託料447万3,000円の減額をお願いしております。

3目. ひとり親福祉費、19節. 負担金補助及び交付金に、臨時交付金事業として児童扶養手当世帯支援給付金210万円の計上をお願いしております。

5目. 保育対策費、11節. 需用費に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る衛生用品購入のための消耗品費131万4,000円の追加をお願いしております。

22ページをお願いします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、1節. 報酬に、要保護児童対策に係る会計年度任用職員報酬179万9,000円の追加をお願いしております。

11節. 需用費では、臨時交付金事業として衛生用品等の備蓄品購入のための消耗品費と医薬材料費で153万6,000円の計上をお願いしております。

25ページをお願いいたします。

5款. 労働費、1項1目. 労働諸費、19節. 負担金補助及び交付金に、臨時交付金事業として雇用マッチングに係る緊急雇用助成金450万円の計上をお願いしております。

次に、21節. 貸付金、生涯現役促進地域連携協議会への貸付金として1,647万4,000円の追加をお願いしております。

27ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費、19節. 負担金補助及び交付金に、臨時交付金事業として新規の通信販売事業への支援などに係る産業振興協議会補助金315万6,000円の計上をお願いしております。また、申請件数の見込みの増により、中小企業者事業継続緊急支援金250万円の増額をお願いしております。

2目. 観光費、1節. 報酬に、会計年度任用職員報酬116万7,000円の追加をお願いしております。臨時交付金事業の事務処理を行うためのものがございます。

13節. 委託料、地域活性化事業業務委託料356万4,000円の追加をお願いしております。地方創生推進交付金の事業採択を受け、恋人の聖地共同基盤ICTを活用した観光誘客連携事業を実施するためのものがございます。

次に、臨時交付金事業として、割引クーポン券の発行により体験型サービスの利用促進を図る業務委託料150万円の計上をお願いしております。

28ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、2目. 道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業の交付額内示に伴い、事業費の組替えを行うものです。

15節. 工事請負費では、白坂久保田2号線などに係る町道舗装補修工事を173万4,000円の減額、三国・丸林線道路改良工事に8,375万円の増額、城戸1号線道路改良工事に864万4,000円の増額をし、15節合計では9,066万円の増額をお願いしております。

そのほか、17節. 公有財産購入費では、三国・丸林線道路改良に伴う用地購入費を5,436万9,000円の減額、22節. 補償補填及び賠償金では、同じく三国・丸林線道路改良に伴う物件等移転補償費4,335万4,000円の追加をお願いしております。

29ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費、13節. 委託料に、北部丘陵緑地に係る樹木伐採委託料382万8,000円及びけやき台調整池浚渫業務委託料410万3,000円の追加をお願いしております。

3目. 公園費、15節. 工事請負費では、総合体育館の劣化改修に係る公園施設長寿命化工事に831万円の減額をお願いしております。交付金の交付額内示に伴うものでございます。

30ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費では、11節. 需用費に、修繕料149万3,000円、18節. 備品購入費に361万3,000円の増額をお願いしております。臨時交付金事業として、町営住宅の空き室の浴室改善などを行うものです。

33ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費では、ICT環境整備を促進するため、15節. 工事請負費に、情報通信ネットワーク環境施設整備工事1,583万4,000円、18節. 備品購入費に1人1台の端末整備を行うため、教材備品3,904万5,000円の追加をお願いしております。

また、2目. 若基小学校管理費でも同様に、15節. 工事請負費に1,355万1,000円、18節. 備品購入費に、教材備品1,487万7,000円の追加をお願いしております。

次に、3目. 基山小教育振興費及び4目. 若基小教育振興費には、臨時交付金事業として特別支援学級などで大型モニターを電子黒板代わりに活用するための備品購入のため、それぞれ239万4,000円、213万円の追加をお願いしております。

34ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費でも、小学校と同様にICT環境整備を推進するため、15節. 工事請負費に1,090万5,000円、18節. 備品購入費に、教材備品2,490万9,000円の追加をお願いしております。

また、2目. 教育振興費でも小学校と同様に、臨時交付金事業として大型モニターを電子黒板代わりに活用するための備品購入のため、213万円の追加をお願いしております。

36ページをお願いいたします。

5項. 保健体育費、2目. スポーツ振興費では、臨時交付金事業として町営球場改修工事1,345万円、総合公園多目的運動場観覧席整備工事800万円、合計で2,145万円の追加をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回46万8,000円を増額し、調整を凶らせていただいております。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、額の大きいものをかいつまんで申し上げましたが、議案資料の73ページから75ページに事業の全体概要を掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願い申し上げます。

以上で令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第30号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。議案書の57ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも83万4,000円の減額をお願いいたしまして、総額を20億3,552万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、基山町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目の保険給付費等交付金でございますが、1節の普通交付金で48万7,000円の増額をお願いしております。こちら高額介護合算療養費分の歳入になります。

4 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金でございますが、職員給与費等繰入金で132万1,000円の減額をお願いしております。人事異動等に伴う人件費分でございます。

続きまして、歳出でございます。5 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の 2 節、3 節、4 節につきましては、人事異動に伴う人件費分の補正でございます。

6 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 3 目 19 節、一般被保険者高額介護合算療養費補助金48万7,000円の増額をお願いしております。こちらは国保の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護の両方の年間自己負担額を合算して限度額を超えた分についての支給を行います。当初予算計上時に見込めなかった高額介護合算の対象者と、自己負担額の増加によるものでございます。

詳細説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案書60ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的支出では、第1款、下水道事業費用52万8,000円の減額をお願いし、3億8,836万3,000円といたします。

第3条、令和2年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「107,017千円」を「108,118千円」に改め、第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的支出では、第1款、資本的支出110万1,000円の増額をお願いしております。これで資本的支出合計では3億595万8,000円といたします。

補正の内容につきましては、令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計

画兼事項別明細書にて説明をいたします。事項別明細書3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、3目. 処理場費の修繕費を188万1,000円の増額をお願いしております。これはニュータウン汚水処理場内にある水槽の水位監視通報装置の修繕及び同じくニュータウン内の高圧で電気を受電しております気中開閉器の取替え修繕のためでございます。

2項. 営業外費用、1目. 支払利息、企業債利息、これは利率の変動により240万9,000円の減額をお願いしております。

次に、資本的支出でございます。7ページをお願いいたします。

1款. 資本的支出、2項. 企業債償還金、1目. 企業債償還金110万1,000円の増額をお願いしております。これは利率の変動に伴い、元利均等払いによる元金と利息の割合変更により増額となっております。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を57万3,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額6億9,432万1,000円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（品川義則君）

次に、報告第2号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書61ページをお願いいたします。

令和元年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和2年度に繰越しをしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

62ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。本年第1回定例会において、繰越明許費の設定をお願いしておりました18事業の繰越しを行っており、62ページから64ページにかけて事業ごとに繰越額とその財源内訳を表記させていただいております。

なお、議案資料の80ページ、81ページに事業ごとの進捗状況を掲載いたしておりますので、

後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

次に、報告第3号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

続きまして、報告第3号 基山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。議案書65ページをお願いいたします。

令和元年度基山町一般会計予算の事故繰越に係る歳出予算の経費を令和2年度に繰越しをしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

66ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書でございます。町道車路線道路改良工事について、説明欄に記載をしておりますとおり、相続関係親族による協議に不測の期間を要し、年度内の工事完了が困難となったため、事故繰越をしております。

なお、議案資料の81ページに進捗状況を掲載しております。5月末に工事完了しておりますので、進捗率は100%となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

次に、報告第4号の詳細説明を求めます。亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

議案書67ページ、報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、報告第4号資料により御説明させていただきます。

報告内容につきましては、要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

まず、2ページをお願いいたします。

令和元年度においては、用地の買収及び売却はございませんでした。

理事会の開催状況及び庶務に関する事項につきましては、3ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しください。

次に、6ページ、令和元年度基山町土地開発公社の決算についてでございます。

7ページの1、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、決算額の合計は5,489円で、これは事業外収益の受取利息と雑収益でございます。

支出の部におきましては、決算額の合計が6万7,140円となっており、これは販売費及び一般管理費でございます。

8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出については、収入の部、支出の部ともにゼロとなっております。

次に9ページでございます。

令和元年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費が6万7,140円、4の事業外収益は受取利息5,479円、雑収益は10円となっております。

1の事業収益と4の事業外収益を加算した額から、2の事業原価、3の販売費及び一般管理費、5の事業外費用を差し引きますと、今回の当期損失は6万1,651円となります。

次に、10ページは令和元年度貸借対照表でございます。

資産の部について、流動資産として、預金、未收利息及び公有用地の計4,268万3,016円、固定資産として、器具備品と減価償却累計額の計が1円となっており、資産の合計は4,268万3,017円となっております。

次に、11ページ、負債の部はございません。

次に12ページでございます。

資本の部は、基本金150万円と準備金4,118万3,017円を合わせた資本合計が4,268万3,017円となり、負債資本合計が4,268万3,017円となっております。

次に13ページでございます。

令和元年度キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは事業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの結果として、現金及び現金同等物の増加額及び減少額を計算し、それを期首残高に加えたものが期末残高となっております。

事業活動によるキャッシュ・フローは6万1,651円の減少となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預け入れの150万円となっております。令和元年度の現金及び現金同等物について、143万8,349円の増加となっております、令和2年3月31日現在の現金及び現金同等物期末残高は4,268万3,016円となっております。

次に14ページでございます。

これは令和2年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。

まず、1、流動資産につきましては、普通預金118万3,016円、定期預金4,150万円、未収利息と公有用地はございませんでしたので、流動資産の計は4,268万3,016円でございます。

次に、2、固定資産の計が1円でございますので、資産合計は4,268万3,017円となっております。

次に、3、流動負債、4、固定負債はゼロ円となっております、5、基本金が150万円でありますので、6、差引純資産は4,118万3,017円となっております。

次に15ページでございます。

令和元年度監査報告書でございますが、令和2年4月16日、当役場会議室におきまして、令和元年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事業務の執行状況について監査が実施され、監事より監査報告書をいただいております。

なお、16ページ以降は関係資料でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上をもちまして基山町土地公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第34 発議第1号

○議長（品川義則君）

日程第34. 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議を議題とします。

朗読を省略し、発議者の大久保由美子議員に趣旨説明を求めます。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）（登壇）

副議長の由美子でございます。新型コロナウイルス感染症対策に関する決議の提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、感染拡大から国際的な脅威となっております。国内においても、感染者が発生して、国民の生命や生活、社会経済など、あらゆる分野でこれまでにない大きな打撃を加え、深刻な影響を及ぼしております。

国、県、町においては、これまで様々な感染拡大の防止策や緊急経済対策に取り組まれておりますが、基山町議会としては、長期化も想定される新型コロナウイルス感染症のさらな

る感染拡大防止や支援対策の拡充などを求めるために、議会を代表いたしまして決議を表明いたします。

では、決議文の朗読を始めます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

昨年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎疾患が確認され、新型コロナウイルス感染症として瞬く間に215の国と地域に拡大し、今も世界中を震撼させている。

日本国内では令和2年4月16日に全都道府県に緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出や移動の自粛、事業活動の自粛が強く求められた。令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除され、一時期の感染拡大のピークは過ぎたが第2波の懸念が高まり、まだまだ収束の見通しは立たない現状にある。

このような中、基山町においては町民の協力をはじめ、飲食業等の事業者の献身的努力、行政の速やかな対応により、町内から感染者が発生していない。

しかし、自営業者や中小企業は経済活動の自粛により、売り上げは激減しているため、基山町議会として早急に更なる支援策の拡充を求める。

また、生活困窮者への支援、一人住まいの高齢者や子育て世代等の不安解消も早急に講じることを求める。

経済的な支援策だけではなく、更なる感染拡大や第2波感染に備えた体制の構築、災害に備え新型コロナウイルス感染防止対策を盛り込んだ避難計画の策定を求める。

基山町議会は、今日まで新型コロナウイルス感染症に立ち向かってこられた医療関係者をはじめとする、すべての関係者各位に深く敬意と感謝を申し上げますとともに、町民のいのちとくらしを守るために、行政と連携・協力して感染の拡大防止に全力を挙げて取り組むことを決意する。

以上、決議する。

令和2年6月5日

基山町議会

○議長（品川義則君）

趣旨説明が終わりましたので、発議第1号に対する質疑を行います。質疑はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、発議第1号に対する質疑を終結します。

次に、発議第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、発議第1号は可決されました。

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午前11時52分 散会～